

## 障害者総合支援法第7条の介護保険優先を廃止し、障害の特性を配慮した選択制の導入を求める意見書

障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国との基本合意において、新法制定にあたっての論点の中で「介護保険優先の原則を廃止し、障害の特性を配慮した選択制などの導入を図ること」が明記されました。

しかし、全国の市町村では未だに65歳以上の障害者に対して「心身の状況やサービスを必要とする理由」に関わらず介護保険を強いる状況が続いています。また、一部の市町村においては、介護保険の導入にあたって、介護保険事業者の関係者が中心になってサービス設定を行い、実際的なサービス水準の切り下げを行っている自治体もあります。

また、重度障害者が介護保険対象者になったときに、介護保険サービスで対応できない場合は、障害固有のサービスとされる重度訪問介護や行動援護等の国庫負担基準は切り下げられます。介護保険に移行させるための財政誘導は撤廃すべきです。

基本合意により応益負担が否定されたにもかかわらず、65歳を超えた障害者が介護保険を強制されて応益負担を強いられることは基本合意の意義を没却するものです。

よって、障害者が65歳になると応益負担が課せられる矛盾を解消するための方法として、優先原則を定める法規定自体を廃止して選択制を導入することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

石 垣 市 議 会

あて先 内閣総理大臣、厚生労働大臣